

鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、千代川流域地域の森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、高性能林業機械の整備等を実施することにより、地元に利益が還元され、その地域活性化につながる新たな木材需要の創出、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、鳥取県林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付要綱（平成30年6月18日付第201800066455号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち、別表の第1欄に掲げるものとする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類

は、様式第1号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、様式第2号による事業により取得した財産の使用に関する誓約書を添付しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の30%を超える減額
- （3）機械器具の新設及び廃止

（完了届）

第9条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

- 2 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から7日以内に提出しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から7日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除

税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。この場合においては、その報告書に様式第3号による集計表を添付しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分）

第11条 本補助事業により取得した次に掲げる財産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）より短い期間で処分しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（事前評価及び事後評価）

第12条 補助対象事業者は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付29林政経第350号林野庁長官通知。「以下「事業評価実施要領」という。」）を準用し、次のとおり事前評価及び事後評価を行うものとする。

- （1）事前評価は、費用対効果分析による事業効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上となることを確認するものとし、事業計画の作成段階において行うものとする。
- （2）事後評価は、事前評価を行った事業ごとに、事前評価の費用対効果分析手法で使用した評価因子を実測値に置き換えることが可能な事業については、その因子を置き換えることにより行うものとし、補助金等交付申請書に掲げた目標年度（以下「目標年度」という。）の翌年度の9月15日までに、市長に提出するものとする。

（達成状況報告）

第13条 補助対象事業者は、個別指標の達成状況について、目標年度までの毎年度の状況を様式第5号により、翌年度の9月15日までに鳥取市長に提

出するものとする。

(交付決定前の着手)

第14条 交付対象事業の着手は、原則として交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、必要性を十分に検討した上で、様式第6号により市長に提出するものとする。ただし、実施要領第2の3事業計画において林野庁の承認を受けた事業で、かつ、実施要領第11に定める交付決定前着手届に記載された着手予定年月日から着手できるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 森林整備・林業等振興整備交付金

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
高性能林業機械等の整備 (1) 林業機械作業システム整備 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備	林野庁の承認を受けた林業成長産業化地域構想への参画者のうち次の各号に該当する者 (1) 森林整備法人 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるものの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの） (3) 選定経営体（県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体）	機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費	第1欄の（1）の補助対象事業は1／3。ただし、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1のIの1の4（2）③のイに該当する場合は4／10、ウに該当する場合は1／2 第1欄の（2）の補助対象事業は1／2 第1欄の（3）の補助対象事業は1／2

年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業計画（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

(単位：円)

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備考
		補助金 (A)	補 助 事業者 (B)	その他 (C)	
事 業 費					
計					

(2) 事業計画（実績）書

1) 森林整備・林業等振興整備交付金

(単位：円)

事業 区分	事業 種目	事業 主体 名	施行箇所名	工種又は 区分	構造、規格又 は規模	事業量	事業費 (A)+(B)+(C)	経 費 内 訳			工 期		備考
								市補助金 (A)	補助事業者 (B)	その他 (C)	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
合計													

個別 指標	現状値			利用計画（個別指標）															費用対 効果分 析の結 果
				1年目			2年目			3年目			4年目			5年目			
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	

(注) 1 「事業区分」欄には、別表に定める補助対象事業を記載すること。

2 「事業種目」、「工種又は区分」の欄は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）別表1に定めるものを記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載すること。

3 「構造、規格又は規模」の欄は木材加工機械、建物施設等について記載すること。また実施要領別表1に定める工種又は施設の区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、別紙で内訳表を作成し1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載すること。

4 「工期」欄は、実施要領別表第1に定める工種又は施設の区分の呼称単位ごとに記載すること。

5 個別指標及び利用計画については、実施要領別表第2に定める事項を記入すること。

3 他の補助金の活用の有無

(1) 他の補助金の併用 有 ・ 無

※他の補助金の併用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(2) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者）

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載してください。

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

6 収支予算（精算）

(1) 収入

（単位：円）

区 分		予算額	精算額	備 考
市補助金				
負担金内訳	自己資金			
	融資			
	小計			
計				

※補助事業に収入がある場合には、上表に計上し、備考欄にその具体的な項目（入場料収入、販売収入）を記載すること。

(2) 支出

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	差 引 増減額	左 の 内 訳		
				事 業 費		
				本補助金	その他	計
計						

7 添付資料

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、様式第3号による集計表を添付すること。
- (3) 事業計画位置図
- (4) 事業計画図・平面図、その他必要な図面等（施設等整備が該当）
- (5) 収支計画書（収支を伴う施設が該当。導入後3ケ年間の計画）
- (6) 費用対効果分析
- (7) 経営分析書（事業費5,000万円以上で収支を伴う施設整備が該当）
- (8) 団体等の定款、規約、施設等の管理規程
- (9) 団体等の収支決算書（経営分析書を提出する団体等において、直近3ケ年分）
- (10) その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

事業により取得した財産の使用に関する誓約書

鳥取市長 様

所在地
名 称
代表者
印

〇〇（補助対象事業者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林
関連法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約します。

様式第3号（第10条関係）

年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金仕入控除税額集計表

事業主体名	仕入控除税額 (A)	補助率 (B)	補助金から控除すべき額(A×B)	備 考
合計				

- (注) 1 事業主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額を記載すること。
- 3 「補助金から控除すべき額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計欄に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第4号（第10条関係）

年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

鳥取市長 様

所在地
名 称
代表者
印

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった 年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額
（ 年 月 日付 第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額（4－3）×（1÷2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第5号（第13条関係）

年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業達成状況報告書

鳥取市長 様

番 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

印

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付様式は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政政第349号林野庁長官通知。）様式第7の1に準ずる。

様式第6号（第14条関係）

鳥取市長 様

番 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

印

年度鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付決定前着手届

鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 メニュー名
- 2 事業費
- 3 補助対象事業者
- 4 着手予定年月日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は補助対象事業者が負担する。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付決定を受ける期間においては計画の変更は行わないこと。